

徳島県告示第九十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 大歩危峡観光遊船有限会社

住 所 三好市山城町西宇一五二〇番地

代表者 代表取締役社長 大平修司

2 工場又は事業場

名 称 峡谷の湯宿 大歩危峡まんなか

所在地 三好市山城町西宇一六四四番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三口に規定する洗濯施設及び同号八に規定する入浴施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和八年二月十七日から

令和八年三月十日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び三好市環境福祉部環境課